

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
発行 宇治市  
総務・市民協働部  
総務課  
電話 22-3141番  
印刷 宇治市横島町吹前123-4  
（南山城複写センター）

## 目次

### 告 示

- 告示第97号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第98号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2
- 告示第100号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第101号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2

### 公 告

- 公告第51号 黄檗公園園路改修工事（その2）に係る条件付一般競争入札……………（契約課）…2

**告 示**

**宇治市告示第97号**

市道路線の区域の変更について  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年10月17日から14日間  
 令和5年10月17日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
五ヶ庄六地藏線	木幡西中9番地	前	4.6	29.5	
	木幡西中6番地の1		~5.2		
	木幡西中9番地	後	6.0	29.5	
	木幡西中6番地の1				
六地藏8号線	六地藏奈良町35番地の10	前	9.2	103.6	
	六地藏奈良町30番地の5先(右)		~49.6		
	六地藏奈良町35番地の10	後	14.0	103.6	
	六地藏奈良町30番地の5先(右)		~49.6		

(揭示済)

**宇治市告示第98号**

市道路線の供用の開始について  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年10月17日から14日間  
 令和5年10月17日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
六地藏8号線	六地藏奈良町35番地の10 六地藏奈良町30番地の5先(右)	令和5年10月17日

(揭示済)

**宇治市告示第100号**

市道路線の区域の変更について  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年10月27日から14日間  
 令和5年10月27日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考

宇治白川線	宇治下居46番地の1 折居台二丁目1番地の1 66	前	15.6 ~18.8	103.2	
	宇治下居46番地の1 折居台二丁目1番地の1 66	後	18.6 ~21.6	103.2	
柿ノ木町花揃線	木幡陣ノ内16番地の2 木幡陣ノ内16番地の2	前	5.1 ~7.0	29.3	
	木幡陣ノ内16番地の2 木幡陣ノ内16番地の2	後	7.0 ~7.2	29.3	
小倉町174号線	小倉町春日森49番地の2先	前	5.9	59.0	
	小倉町春日森50番地の14		~6.0		
	小倉町春日森49番地の2先	後	5.9	59.0	
	小倉町春日森50番地の14		~6.5		
伊勢田町73号線	小倉町西山44番地の1	前	5.0	34.7	
	小倉町西山44番地の1		~5.8		
	小倉町西山44番地の1	後	6.5	34.7	
	小倉町西山44番地の1				

**宇治市告示第101号**

市道路線の供用の開始について  
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和5年10月27日から14日間  
 令和5年10月27日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
柿ノ木町花揃線	木幡陣ノ内16番地の2 木幡陣ノ内16番地の2	令和5年10月27日
小倉町174号線	小倉町春日森49番地の2先 小倉町春日森50番地の14	令和5年10月27日
伊勢田町73号線	小倉町西山44番地の1 小倉町西山44番地の1	令和5年10月27日

**公 告**

**宇治市公告第51号**

黄檗公園園路改修工事(その2)に係る条件付一般競争入札について  
 黄檗公園園路改修工事(その2)について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電了入札対象案件です。

令和5年10月13日

宇治市長 松村 淳子

- 入札に付する事項  
 (1) 工 事 名 黄檗公園園路改修工事(その2)

(2) 工事場所 宇治市五ヶ庄三番割地内

(3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

土工	一式
構造物取壊し工	一式
給水設備工	N=14箇所
給水管路工	L=179m
擁壁工	L=19.6m
側溝工	L=168m
管渠工	L=18.3m
公園照明設備設置工	N=15基
電線管路工	L=483.8m
集水桝	N=4箇所
アスファルト舗装工	A=344㎡
コンクリート系舗装工	A=1,093㎡
階段工	N=1箇所
園路緑石工	L=437.5m
視覚障害者誘導ブロック工	A=83㎡
サービス施設整備工	N=6基
公園施設等撤去・移設工	N=21個
交通誘導員	N=93人

(4) 工種 造園工事

(5) 工事期間 契約日から令和6年3月15日まで 113日間

(6) その他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 京都府内に本店、支店又は営業所を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること（支店及び営業所については、宇治市入札参加資格者名簿において年間委任を受けていること。）。

(3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を造園工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、経営事項審査の総合評定値通知における造園の総合評定値（P）を取得し、かつ、平均完成工事高を有していること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、

有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

## 3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書  
(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)
- ③ 建設業の許可を証する書類の写し
- ④ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

(3) 提出部数 1部

## 4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

② 配布期間

令和5年10月13日 午前9時から

令和5年10月19日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。  
なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（閉庁日並びに正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

郵便番号 611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務・市民協働部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和5年10月13日 午前9時から

令和5年10月19日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- ① 審査結果は、令和5年10月31日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはFAX等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務・市民協働部契約課まで受け取りに来ること。
- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務・市民協働部契約課において行う。
- (4) その他
  - ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
  - ② 提出された確認申請書等は返却しない。
  - ③ 提出期限を過ぎた場合は、確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 配布期間

令和5年10月13日 午前9時から

令和5年11月15日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はFAXにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務・市民協働部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

令和5年10月13日 午前9時から

令和5年11月1日 正午まで

(4) 回答

回答については、令和5年11月7日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

令和5年11月14日 午前9時から午後6時まで

令和5年11月15日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

令和5年11月16日 午前9時00分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務・市民協働部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、78,907,400円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。

なお、調査基準価格は、64,942,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、各年度出来高予定額に100分の40を乗じて計算した金額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び低入札価格調査制度に関する要領は閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び低入札価格調査制度に関する要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に

応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合があります。

問合せ先 宇治市総務・市民協働部契約課  
郵便番号 611-8501  
所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地  
電話番号 0774-20-8716  
FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

